

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会長

事務連絡(2024-40)
令和6年11月22日

関西支店 安全環境部長

解体工事における安全確保対策について(指示)

先日、他支店の建物解体現場において、100tラフタークレーンが「吊り切り」(揚重機で吊りながら切断する解体方法)中の過荷重により、ブームを損傷させる事故が発生しました。(別紙参照)

2～4階にかけての吹抜空間の上にあるSRC梁について、コンクリート部分を先行撤去して鉄骨のみにした上でクレーンにて揚重しながら切断する計画だったにも関わらず、コンクリートが多く残った状態(計画の約3倍の重量)で梁両端を切断し、定格荷重を大幅に超過したためブームが損傷したというものです。

当初の施工計画と現場に差異が生じたときに解体工事業者の職長が安易な判断をしたことが直接の原因ではありますが、当該梁は、事前の検討会で重点管理すべき部位と定められていたにも関わらず、当社従業員は職長任せで作業に立ち会っておらず、コンクリート先行撤去の重要性を本質的に理解していたのか疑問です。

上記事案に限らず当たり前のことが守られていない事案が散見されるため、解体工事における安全確保対策の基本的事項を下記のとおり定めましたので、作業所関係者に再徹底させるよう強く指示します。

記

1. 解体工事において「吊り切り」は原則禁止とすること。
2. やむを得ず「吊り切り」を選択せざるを得ない場合は、当該計画について、関西支店建築技術部のチェックを受けること。
3. 作業所は、2. でチェックを受けた当該計画の根拠となる与条件(*)を個別検討会及び現地KYにて取引業者に周知徹底すること。
4. 作業所は、作業が与条件(*)に沿って施工されていることを現地立会にて確認すること。

※与条件(*): 計画図、施工手順、想定荷重等

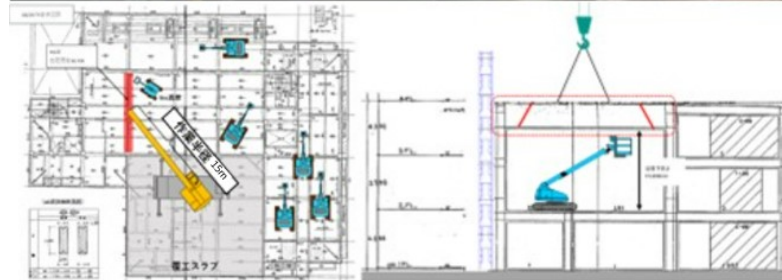
※この事務連絡は、示達本(安環安)24-13 安全環境本部 ・ (生建技)24-01 生産技術本部 (令和6年11月19日)

発行に基づき作成しました。

以 上

(飛来・落下) 解体工事での鉄骨大梁吊切り時の100tラフターのブーム折損

◇ 発生日時 : 2024年10月25日 (金) 午前8:50分頃



【発生状況】

敷地内の1階床において、100tラフタークレーンで4G梁(L≒9.0m×H1.7m、SRC造)の吊切り作業をしている時、4G梁の切断を完了したと同時に作業半径、吊り荷重が定格荷重を超えてしまったため、クレーンブームが途中で折れ曲がり、敷地内の足場の一部を損傷した。